

長野県地球温暖化対策条例(仮称)の義務付けの基準等について

要 綱		検討結果	基準の根拠(検討会の考え方)	意 見		最終報告(案)	
				団体名			
第 4 章	15	(1) 事業者のうち、規則で定める者(以下「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出しなければならない。	初年度(H18年度) エネルギーを原油に換算して1,500kl/年以上使用する事業所(改正省エネ法に準じた基準適用) 次年度以降(H19年度~) 県内の事業所におけるエネルギーの使用量の合計が原油に換算して1,500kl/年以上の事業者	初年度は国の省エネ法に準じて事業所単位とするが、捕捉率を高めるため、京都府の事例を参考として県内の事業所をまとめてエネルギーを原油に換算して1500kl/年以上使用する事業者とした。	松本市	・単独事業所の場合、省エネ法で把握は可能と考えるが、県内の事業所合計となった場合、どのように把握するのか心配がある。 ・市町村の場合、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した「実行計画」の提出という形でかまわないか。	初年度(H18年度) エネルギーを原油に換算して1,500kl/年以上使用する事業所(改正省エネ法に準じた基準適用) 次年度以降(H19年度~) エネルギーを原油に換算して1,500kl/年以上使用する事業所を有する事業者 (ただし、県内の事業所をすべて合算して提出) (条例の定着と対象の捕捉、実施の効果をみながら範囲を広げていく)
					須坂市	どの程度の規模の事務所を想定しているか。例えば町村役場程度、市役所程度、上田・松本・長野市程度	
					長野市	・初年度と次年度以降の区別が不明 ・現在、長野市水道局の施設においては、法に基づく中長期的なエネルギー使用の合理化計画を作成しエネルギー管理要領を定めている。また、長野市地球温暖化防止実行計画(電気)の目標CO2排出量を定め、既に省エネ法等にて一定のエネルギー使用以上の事業所に対し、エネルギー使用の報告及び削減計画の提出も義務づけられている。 エネルギーに関する事務手続きが煩雑化しているため、統一を図って欲しい。	
					(社)日本フランチャイズチェーン協会	原油換算1,500kl/年以上の算定期間を明確にしていきたい。 (例えば、平成18年度については、H16年4月~H17年3月で良いのか。) 基準を下回った場合、次年度の計画書の提出は行わなくて良いのか。条例に明文化していただきたい。 各自治体(県、市)で同内容の計画書の提出を計画しているところもあるが、指標のとり方、まとめ方等につき統一していただきたい。また、計画書の数値の算出は総数か原単位か明確にしていきたい。	
				(株)コジマ	提出書類の代表者による捺印等の簡素化をお願い致します。		

要 綱		検討結果	基準の根拠(検討会の考え方)	意 見		最終報告(案)
				団体名		
第 4 章	19	<p>(1) 24時間営業等事業者のうち、規則で定める者(以下「特定24時間営業等事業者」という。)は、規則で定めるところにより、24時間営業等事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>県内の事業所(自動販売機)におけるエネルギー使用量の合計が原油に換算して1,500kl/年以上の事業者で、かつ、次のいづれかに該当する者</p> <p>24時間営業を常態とする店舗において、商品の販売又はサービスを提供する事業者 (フランチャイズ契約を締結している事業者(加盟業者)の場合は、フランチャイズ本部(親業者)が書類の提出を行う。) コンビニエンスストア、スーパー、ガソリンスタンド、レンタルビデオ、ファミリーレストラン等が対象になる。</p> <p>自動販売機(商品の授受及び金銭の受け渡しにおいて、対面販売でなく機械を相手とし、顧客自身が機械に対して決済し、直接商品を受け取るために使用される機械)により飲食物を提供する事業者</p>	<p>エネルギーの過剰消費を防ぎ、「持続可能な社会、真に健康で文化的な生活を享受できる社会」を目指すためには、24時間型のライフスタイルを少しずつ変えていく必要があると考える。</p> <p>基準については、15番の基準とのバランス及び対象の捕捉の可能性を考慮した。</p>	須坂市	<p>削減計画書を提出させた後、その実行状況を検証するシステムがなければ実効があがるか疑問である。また、対象となる店舗、自販機を設置している個人も含めて非常に多く、書類を提出させること自体が目的化してしまうのではない。</p> <p>原油に換算して、1500K /年以下の事業所とは、該当事業所であるとの判断は事業所自身で判断するのか。</p>	(検討結果に同じ)
				長野市	<p>・原油換算1500kl以上の事業者は、特に自動販売機には考えられないので、業種による段階・区分けを設けたらどうか。</p>	
				南木曽町	<p>自動販売機については対象にしなくても良いと思います。</p>	
				(社)日本フランチャイズチェーン協会	<p>原油換算1,500kl/年以上の算定期間を明確にしていきたい。 (例えば、平成18年度については、H16年4月～H17年3月で良いのか。) 基準を下回った場合、次年度の計画書の提出は行わなくて良いのか。条例に明文化していただきたい。</p> <p>24時間営業に対する規制の根拠と対象が不明確である。夜間の営業に焦点をあてているのであれば「夜間の営業」としていただきたい。特に、「24時間営業を常態とする店舗」の定義も曖昧であるので、明確にしていきたい。</p> <p>夜間営業を規制の対象とするのであれば、その根拠を示していただきたい。 骨子や要綱からは何故24時間営業(夜間営業)に規制をかけるのか根拠が読み取れない。</p> <p>コンビニエンスストアの業態では開閉店でも冷凍・冷蔵機器、コンピュータを稼働させていることから電力の削減効果は限定的である。そもそも発電力の内の原子力発電の比率が高まる中で、夜間電力の削減が全体としてCO2の削減に寄与するかどうかは未知数であると思う。</p> <p>他自治体(県、市)で同内容の計画書の提出を計画しているところもあるが、指標のとり方、まとめ方等につき統一していただきたい。また、計画書の数値の算出は総数か原単位か明確にしていきたい。</p>	

要 綱		検討結果	基準の根拠(検討会の考え方)	意 見		最終報告(案)	
				団体名			
第5章	28	(2) 駐車場設置者等のうち、規則で定める者(以下「特定駐車場設置者等」という。)は、当該駐車場を利用する者に対し、看板、書面等により、当該駐車場で自動車等を駐車する場においてアイドリング・ストップを行うことを周知しなければならない。	駐車面積500㎡以上の駐車場を設置又は管理している者	他府県の事例を参考として基準とした。	東御市 須坂市 長野市 (株)コジマ	台数的な事は、考慮しなくて良いのでしょうか？面積が小さくても、1日当たりの駐車台数が多いところもあります。また、逆に、駐車台数が少ないわりに、面積の広い駐車場もあり、面積だけで、ポーターラインを設けてしまっていて良いのでしょうか？ 「アイドリングストップを行うこと」とはどういう行為をさすのか良くわからない。アイドリングを禁止するのか、不必要なアイドリングを止めるよう指導するのか、単なる呼びかけか。 ・利用駐車台数により基準を設けた方が効果的と思われる。 ・県において、統一的なポスター等を作製、配布願いたい。 具体的に掲示する看板や書面の内容・規格等を定めていただきたい。	次に掲げるもののうち、駐車面積500㎡以上の駐車場を設置又は管理している者 ・駐車場法第2条第1号に規定する路上駐車場又は同第12条に規定する路外駐車場 ・自動車ターミナル法第3条に規定する一般自動車ターミナル又は同法第15条に規定する専用バスターミナル ・道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場 ・大規模小売店舗立地法第5条に規定する届出を行った大規模小売店舗に係る駐車場
	30	(2) 自動車販売事業者のうち、規則で定める者(以下「特定自動車販売事業者」という。)は、新車を購入しようとする者に対し、環境情報について情報提供し、説明を行わなければならない。	30(1)と30(2)を統合し、すべての自動車販売事業者に対し義務付け	他都府県の事例や、業界団体の意見を参考に、すべての自動車販売事業者を対象とした。	(社)長野県自動車店協会	当協会といたしましては、先の長野県環境審議会地球温暖化対策検討会との意見交換の際、関係職員から申し上げましたとおり、新車購入者に環境情報を提供・説明することの義務付けに対し、積極的に協力してまいる所存であります。一方、環境情報の作成主体、環境情報の内容・説明要領(程度)等が明確ではないため、具体例で明示いただけますようお願い申し上げます。	(検討結果に同じ)
	31	(1) 県内の事業所において自動車を使用する者(以下「自動車使用事業者」という。)のうち、規則で定める者(以下「大口自動車使用事業者」という。)は、地球温暖化対策指針に基づき、規則で定めるところにより、自動車管理計画書を作成し、知事に提出しなければならない。	対象者は、道路運送法に基づく運送事業者(いわゆる緑・黒ナンバー事業者)に限定 基準は、次のとおり 初年度(H18年度) 貨物200台以上、バス200台、タクシー350台以上(改正省エネ法に準じた基準適用) 次年度以降(H19年度～) 貨物100台、バス100台、タクシー150台以上	対象の把握ができることと、業としている社会的責任があることから、緑・黒ナンバーに限定した。 台数については、初年度は国の省エネ法に準じ、次年度以降は京都府の事例を参考とした。	(社)長野県トラック協会 長野市	規制緩和後、新規参入事業者の増加に伴い、過当競争による運賃低下及び燃料価格高騰等により、中小運送事業者の経営は著しく悪化している。 環境対策については、省エネ・アイドリングストップ運動、低公害車導入等を積極的に推進しているが、一律に更なる環境性能に優れた自動車(トラック)の導入を図るための基本方針、自主数値目標等を設定することは困難な状況にある。 また、改正省エネ法以上の車両台数規制を規則等で定めることは、本県の運送業務に県外車の参入を増加させることになる。 従って、県の検討結果には反対である。 ・運送事業者として鉄道事業者への適用は検討されたか。	対象者は、道路運送法に基づく運送事業者(いわゆる緑・黒ナンバー事業者)に限定 基準は、貨物200台以上、バス200台以上、タクシー350台以上(改正省エネ法に準じた基準適用) (条例の定着と対象の捕捉、実施の効果をみながら範囲を広げていく)

要 綱		検討結果	基準の根拠(検討会の考え方)	団体名	意 見	最終報告(案)	
第6章	35	(2) 電気機器等販売事業者のうち、規則で定める者(以下「特定電気機器等販売事業者」という。)は、当該販売店において、省エネラベルを、当該特定電気機器等の見やすい位置に掲出し、説明を行わなければならない。	機械器具(エアコン、冷蔵庫、ブラウン管テレビ)のうちで、いずれかの機械器具が5台以上陳列されている場合は、機械器具すべてに省エネラベルを掲出する。	他都府の事例や、業界団体の意見を参考にして5台以上とした。	長野県電機商業組合	当組合は、現在省エネラベル推進協議会(県地球環境課)より、ソフトをメールにより提供を受け、組合にアドレスを登録している約100店へ転送による供給をしてきました。 しかしながら、電機業界での地域家電店としても、高齢化や後継者難等によりパソコンが十分に実働していないのが現状であります。 その後、組合幹部と協議いたしました結果、既に長野県省エネラベル推進する一員として、問題点を解決しながら積極的に対応することといたしました。 適用の問題点 * 上述のとおり、対象機種の省エネラベルを各店ごと出力して活用することは難しい状況にあります。但し、ラベルの提供を受けて、消費者に対する説明等は可能。 * パソコンでのソフト出力が出来ない店の対応も検討の必要があります。例えば、取引メーカーの協力によるラベルの出力/配布等。 * 地域家電店は、省エネ商品を重点に販売してきた経過から、[義務付け]適用もやむを得ず、先行の東京都条例に準じた制度(例えば、5台以上の展示)をベースにご検討いただければと存じます。 * この場合、当組合に加入していない販売事業者への周知や指導方法を具体的にお示しいただくようお願い申し上げます。	(検討結果に同じ)
					須坂市	ラベルの費用は誰が負担するのか。通販業者はどうするのか。	
					(株)コジマ	条例の通りに掲出致します。	
第7章	37	(1) 建築主のうち、規則で定める者(以下「特定建築主」という。)は、規則で定めるところにより、建築物環境性能向上計画書を作成し、知事に提出しなければならない。	延床面積1,000㎡以上(住宅を含む)	国の省エネ法に準じた2,000㎡よりは範囲を広げたいので、とりあえず1,000㎡とした。	長野市	・1,000㎡は厳しいので、法律に準じて2,000㎡としたらどうか。 ・計画書の提出を必要とする建築物を一律に延床面積1,000㎡以上(住宅を含む)とあるが、建物の用途により基準の延床面積を設定すべきではないか。 ・建築物環境性能を向上するだけではエネルギー削減は不十分である。 ・その建物を使用する人の意識向上を含めエネルギーの使用の削減に繋がる。	延床面積2,000㎡以上(住宅を含む)(改正省エネ法に準じた基準適用) (条例の定着と対象の捕捉、実施の効果をみながら範囲を広げていく)
第8章	41	(1) 県内にエネルギーを供給している者(以下「エネルギー供給事業者」という。)のうち、規則で定める者(以下「特定エネルギー供給事業者」という。)は、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー導入計画書を作成し、知事に提出しなければならない。	対象者 一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者のうち、年間10億kwh以上の電力を県内に供給する事業者	県内に電力を供給している最大の電気事業者の電力供給量の1/10程度とした。	(株)中部電力	【意見】 「県内に電気を供給している事業者のうち、一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者」とすべきと考えます。 【理由】 数値条件の設定は公平性に欠けます。「年間10億kwh以上」という条件設定をされる場合には、合理的な説明をお願いします。	(検討結果に同じ)